

contents

性犯罪関連の刑法改正……………	1	多様な性のゆくえ⑦……………	11
性教育の現場を訪ねて⑦……………	8	今月のブックガイド……………	12
Dr.上村茂仁の性の悩みクリニック⑩……………	10	JASEインフォメーション……………	13

性犯罪関連の刑法改正

元目白大学教授 内山 絢子

はじめに

さきの国会において性犯罪にかかわる刑法の一部が改正され、7月13日から施行の運びとなった。

法務省の提出した改正の理由は、改正法案、法案の新旧対照表と共に法務省のHPに以下のように示されている⁽¹⁾。

近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

今回改正された内容は、主として以下の4項目である。これらについて順次簡単に解説し、課題について、述べることにする。

今回の改正内容

- 1 強姦概念の変更(強制性交等)
- 2 性犯罪の非親告罪化
- 3 性犯罪加害者への厳罰化
- 4 性的虐待の犯罪化(監護者わいせつ及び監護者性交等の新設)

1 強姦概念の変更(強制性交等)

従来、刑法177条において、(強姦)「暴行・脅迫を用いて、13歳以上の女子を姦淫(男性器が女性器に挿入されること)した者」とされており、被害者は女性に限定されていた。今回の改正では、(強制性交等)「第一百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。」とされた。

つまり、【姦淫】という言葉をも、【性交、肛門性交

又は口^{こうくう}性交（以下性交等という）】と内容を拡大し、被害者に男性をも含めるようになり、名称も【強姦】から【強制性交等】とされるようになった。このことにより、女性の男性に対する性加害行為、同性間の性加害行為に対しても適用されることとなった。なお、被害者が13歳未満の場合には暴行・脅迫がなくても改正前と同様、強制性交等は成立する。なお、改正前においては、肛門性交や口^{こうくう}性交は性交類似行為とされ、強姦としては扱われず、強制わいせつとして扱われていた。

2 性犯罪の非親告罪化

従来、強姦・強制わいせつの性犯罪は親告罪で、被害者が被害届を提出するとともに、加害者を捕まえて処罰してほしいという意思表示である被害者からの【告訴】がなければ公訴提起（裁判請求）ができなかった。被害者の意思を尊重し、プライバシー保護の観点から親告罪とされてきたものであるが、被害直後の混乱し、心身に多大な負担のかかっている被害者に、加害者の処罰を求めるか否かを決断させることはさらに被害者に負担を負わせることと考えられる。強制わいせつ・強制性交等罪のいずれも非親告罪化され、被害者からの告訴は必要ではなくなった。

被害者が、被害にあっても被害を申告したり、加害者に対する処罰表示をしたりしないことは、警察等による捜査が行われることはなく加害者の犯罪が見過ごされることでもあった。

3 強制性交等加害者に対する厳罰化

強制性交等の法定刑を5年以上の有期徒刑（上限20年）とし、従前の強姦罪に対する法定刑が3年以上の有期徒刑であったのに比べ、厳罰化された。懲役3年以下の場合、執行猶予が付く可能性があるのですが、今回の改正で、懲役5年以上となったということは、強制性交等有罪判決を受ければ必ず実刑となる。なお、強制わいせつについては、厳罰化はなく、従前と変わらず6月以上10年以下の懲役刑となっている。

4 性的虐待の犯罪化

今回の改正により、新たに設けられたのは、18歳未満の児童に対しての監護者によるわいせつ行為と性交等である。監護者（親、あるいは同居して18歳未

満の子供の監護に当たる者等を含む）がその影響力に乗じてわいせつ行為を行った者は監護者わいせつ罪、性交等を行った者は監護者性交等罪となる。

児童虐待防止法は、被虐待児童保護のための法律であるので、加害者に対する罰則規定はなかった。従来、監護者による性的加害行為は、被害者からの被害届が提出されにくく、強姦罪やわいせつ罪の適用が難しく、児童福祉法や青少年保護育成条例等で対応することが多かったが、刑法に比べ罰則規定が軽いという問題があったが、これにより刑法上の犯罪として強制性交罪や強制わいせつ罪と同じ刑罰がそれぞれ課されることとなる。

改正についての若干の解説と今後の課題

1 我が国における性犯罪の状況

今回我が国においても、ようやく刑法の性犯罪に関わる部分が改正された。人権運動の高まりとともに1970年代に欧米では、性犯罪に関する見直しが行われた。多くの国々で強姦という言葉を性的暴行に変え、被害者に男性をも含めるようにした。イギリスは、こうした動きには保守的ともいえる態度をとっていたが、それでも、1994年には、強姦という犯罪行為に男性被害者も含めるようになっていた。こうした動きと軌を一にして、犯罪被害者に対する支援体制もスタートしている。こうした国際的な視点からすると日本の対応が遅れていたとみることができよう。

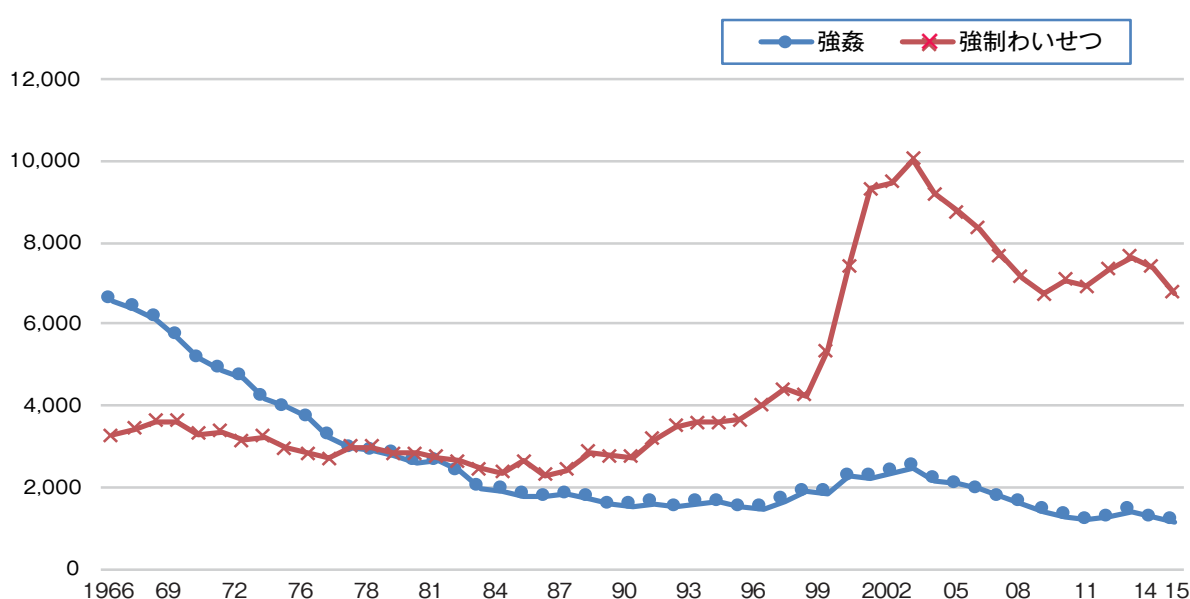
我が国における性犯罪の状況⁽²⁾を概観しながら、今回の改正の意味を考えてみよう。

1) 性犯罪の動向

昭和41（1966）年以降の強姦（強制性交）と強制わいせつの認知件数の動向は、次ページ図1に示すとおりである。強姦（強制性交）については、昭和21（1946）年からの統計が取られているが、昭和40（1965）年以前の統計では、わいせつ罪として計上されており、強制わいせつと公然わいせつの別が不明であるため、強制わいせつとして統計が取れるのは昭和41（1966）年以降となる。

強姦（強制性交）に関しては、昭和41（1966）年以降、概ね減少傾向を示している。平成27（2015）年の統計では、1167件となっている。一方、強制わいせつ

図1 強姦・強制わいせつの推移（1966-2015）



は、平成8（1996）年頃までは、3000件前後と大きな変化は見られないが、それ以降大きく増加し、平成27（2015）年の認知件数は6755件である。女性の性行動は、大きく変化し、1960年代頃までは、いわゆる「純潔教育」が徹底し女子の婚前性交や婚外性交に対してはかなり厳しい見方がなされ、女性の性行動を規制していたと考えられる。1970年代に入ると、性解放・性開放が叫ばれるようになり、男女とも、女性の婚前性交等に対して許容的になってくる。一般の若者の間で、性の機会が広がったことが強姦（強制性交）の件数減少と関連するかもしれない。

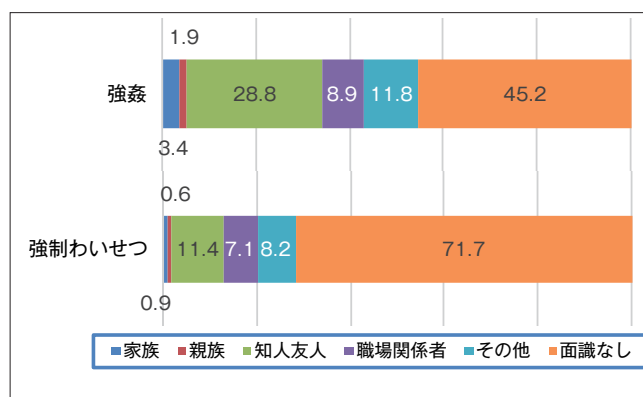
一方、強制わいせつ増加の背景としては、平成8（1996）年から警察など法執行機関が始めた被害者支援策が影響しているかもしれない。警察では、従来見過ごされがちであった公共交通機関内での痴漢被害等に対しても、主要駅構内に痴漢相談所なる施設を設置し、乗り物内での痴漢行為をも相談や取り締まり対象とするようになった。痴漢犯罪については、迷惑防止条例が適用されることが多いが、悪質なケースに対しては強制わいせつ罪が適用されている。このことが強制わいせつの増加につながっているかもしれない。

このように、法律は変わらなくても社会一般の価値観や考え方の変化や行政的な対応の変化によって犯罪の発生（認知）は変化している。

2) 加害者と被害者の関係

とはいえ、性にかかわる犯罪は、強姦神話という言

図2 加害者と被害者との関係



葉に示されるように、事実に基づくより、加害者・被害者に対しても、誤った先入観や偏見によって印象づけられていることが多い。端的な例では、〈強姦は夜間薄暗い人通りのない路上で、見知らぬ人から襲われる〉というものである。現実には、このような状況で、犯罪が行われることは多くはない。強姦は、自分の意に反した性交をさす。たとえ、知人・友人や恋人であっても、自分が性交したくない時にされた場合は強姦になりうる。しかしながら、こうした考え方は日本においては十分徹底しているとはいえない。

相手に嫌われたくないから、好きな相手だったからという理由で、自分にその気がなくても性交に至るケースは少なくないと思われるが、女の側に被害者意識はないといってよい。外国の例ばかり引用するのはよいとは思わないが、欧米の性犯罪被害の多くが知り合いや恋人からの加害であることは、被害者の人権意識の違いを反映していると考えられる。ちなみに、平成

図3 被害者の年齢分布

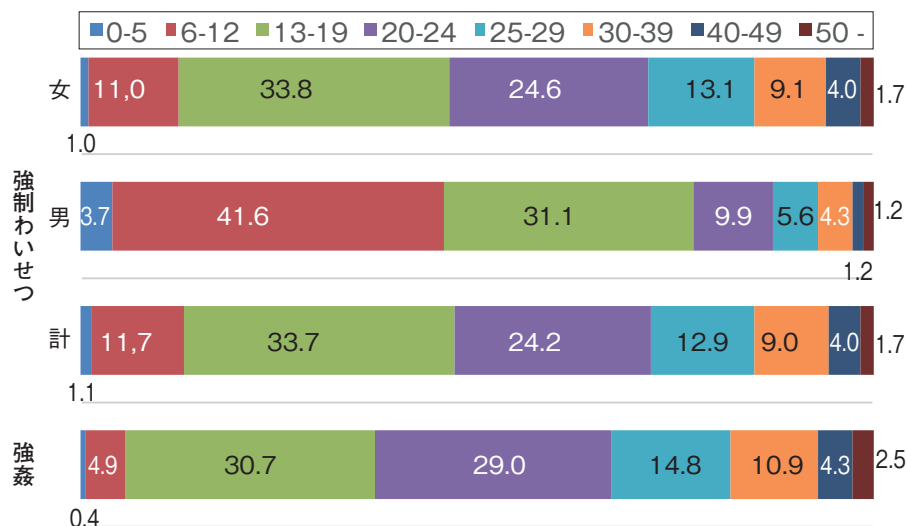
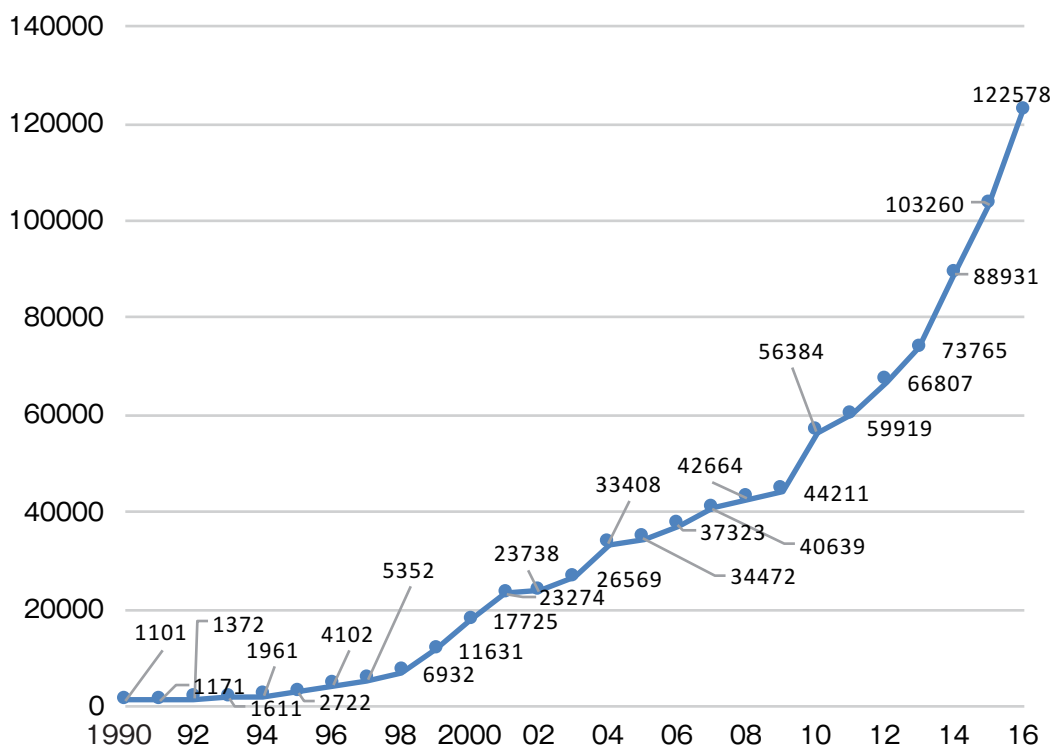


図4 虐待総数の推移



27 年中に認知された強姦と強制わいせつの加害者と被害者との関係を示したのが図2である。

強姦の場合は4割強、強制わいせつにおいては7割強が見知らぬ人からの犯行である。相手が、知人や友人の場合には、警察に届け出たりすることが少ないことと無関係ではないだろう。

3) 被害者の年齢

前述の通り、法改正以前においては、強姦の被害者は女性に限られていた。強制わいせつの被害者には男

女が含まれる。これら被害者の年齢分布を見ていこう。平成27(2016)年中の強制わいせつの被害者中男性の割合は2.4%で、全体としては女性が大多数を占めている。しかしながら、その年齢分布をみると、図3に示す通りである。女性被害者は、強姦・強制わいせつとも、10代半ば(13歳)から20代前半(24歳まで)が過半数を占める。12歳以下の者も被害者となる例も少なくない(強姦:4.9%、強制わいせつ:11.0%)。一方、男性被害者の場合、その年齢は女性と比べて著しく低い方に偏っている。被害者のうち4

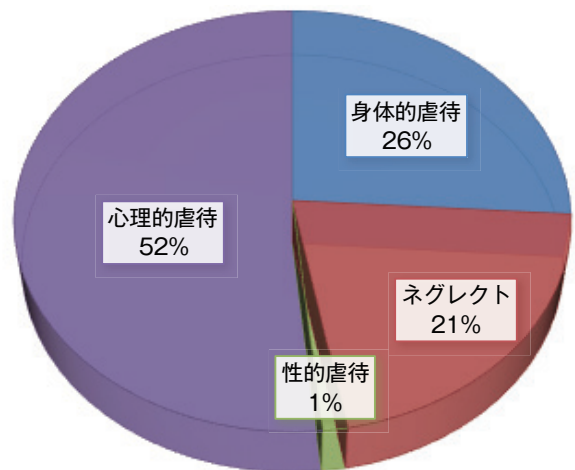
割以上が6 - 12歳の年齢により占められており、被害者総数の8割近くが20歳未満となっている。こうしてみると、性犯罪の被害者が年齢の低い層がターゲットとされていると考えられる。従来、性犯罪は女性が被害者との考え方が流布しており、男性が被害にあったとしても、被害の認識を持つに至らないこともあり、特に親告罪の下での統計は、被害者が低年齢層の場合に法執行機関に通報されやすかったと考えられる。もう少し年齢の高い層の場合には、被害に遭遇しても被害と認識されなかったり、通報されなかったりすることもあるのではなかろうか。非親告罪化された今後の動向に注目したい。

4) 虐待について

虐待の相談件数の統計は平成になってからである。その推移は前ページ図4に示す通りで、統計を取り始めて以降専ら増加傾向にあり、平成27(2015)年には10万件を超え、28年には12万件を超えている。

平成28(2016)年中の相談される虐待の内訳は図5に示す通りで、心理的虐待(52%)が過半数を占め、次いで身体的虐待(26%)、ネグレクト(21%)で、性的虐待は1%である。心理的虐待の増加が著しいために、性的虐待の割合は、減少しているが、性的虐待の相談件数自体は図6に示す通り概ね増加傾向にある。

図5 虐待の内訳

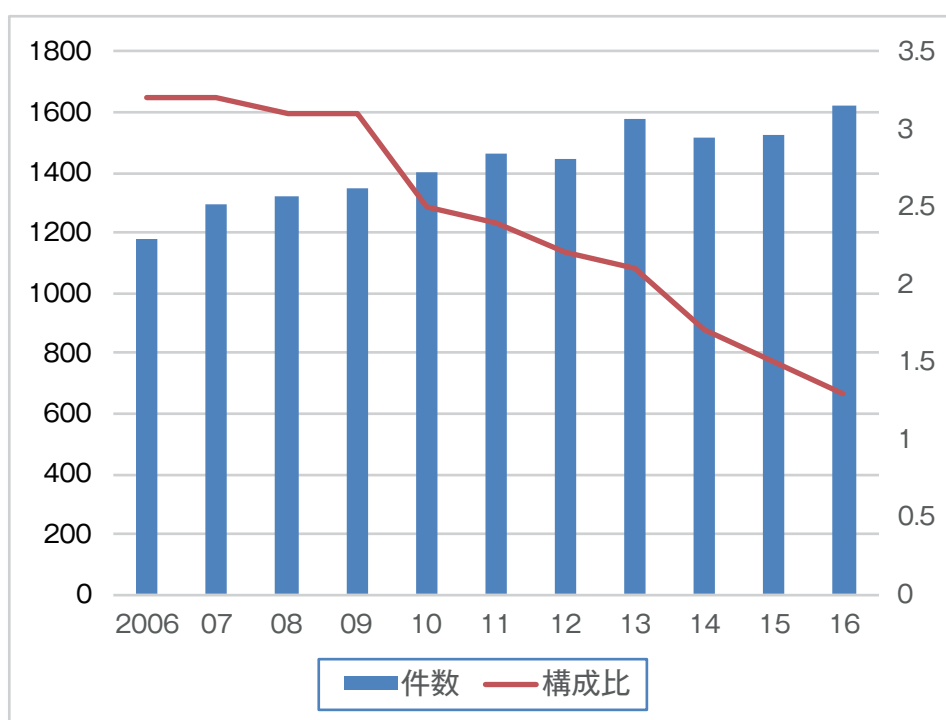


虐待は、虐待されている児童にその自覚・認識が乏しく表面化しにくいのが特徴であるが、特に、性的虐待の場合には、被害の認識を持ちにくく、周囲にも知られにくい。それゆえ、行動特徴(だれかれ構わずベタベタと身体接触をしようとする、性的言動が増えるなど)や身体的特徴等(性器周辺の負傷など)から家族だけではなく、学校や近所の人などから性的虐待の疑いをもたれるような注意喚起がなければならない。

2 今後の課題

性犯罪の見直しについては、男女共同参画会議等か

図6 性的虐待の相談件数と虐待総数中に占める性的虐待の割合



ら検討の必要性が指摘され、法施行以前に、「性犯罪の罰則に関する検討会」⁽³⁾ がもたれ、標記の内容に関し突っ込んだ議論がなされている。

詳細については、同検討会のとりまとめ報告書に譲るとして、3年後に見直しがなされることをふまえ、今後の検討が必要とされているものについて私見も交えて気づいた点を述べてみよう。

1) 暴行・脅迫要件

強制性交罪の成立には、被害者の抗拒を著しく困難にするような暴行・脅迫が必要とされている。この要件が必要か否かについて賛否両論がある。必要だと考えるのは、犯罪には一定の線引きが必要である。そうでなければ、いかなる場合にせよ性交をするたびに相手の同意を確認する作業が必要になり、現実的ではないとするものである。一方、撤廃すべきだとの意見では、被害者側の視点に立つものであり暴行・脅迫が法律的に立件できないからといって、強制性交が立証できないというのは理不尽であるし、被害者が感じた脅威等がなかったかという点も必ずしもそうとは限らず、そのようなプロセスが、法執行機関に伝わっていないのではないかとするものである。

そもそも、強姦罪における暴行・脅迫要件については、「その暴行または脅迫の行為は、単にそれのみを取り上げて観察すれば抗拒を著しく困難ならしめる程度には達しないと認められるようなものであっても、その相手方の年齢、性別、素行、経歴等やそれがなされた時間、場所の四囲の環境その他具体的事情の如何と相伴って相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難ならしめるものであれば足りると解すべき」(最高裁判例昭和33年6月6日)との判例がなされており、個々の事件ごとに判断されるようにはなっているが、暴行・脅迫に該当するか否かについて、裁判官の判断基準が一律ではない、あるいはそれぞれの事件ごとにこの判断が十分なされていないということなのであろう。

2) 非親告罪化の影響

被害者の意思にかかわらず、犯罪を犯した加害者が野放しにされることなく、処罰されることは社会正義上望ましいことだと思う。今回、性犯罪が非親告罪化されたことで、被害者の判断を仰ぐという点に関して

は被害者の負担が軽減されたと考えられる。

その一方で、警察に届けたくない、裁判など法執行上の手続きに煩わされたくないとする被害者が皆無とは言えない。被害者の関与が必要なさそうな証拠を十分そろえるなどで対応しているが、そうした時の法執行機関における被害者への対応等が課題として残されている。

3) 年齢制限

暴行・脅迫を用いなくても、強制性交が成立するのは13歳未満となっており、13歳以上は、同意があれば性交できることになっている。つまり、性交同意年齢ともとれる年齢が13歳は適切であろうか。この年齢に関しても、賛否両論があるが、例えば、中学生同士のような年少者同士の場合、犯罪が成立することになるので少年にとっては不利益になる等の理由で年齢の引き上げは見送られている。

しかしながら、日本性教育協会の「青少年の性行動調査」によれば、中学生全体でも、性交経験率は5%に満たない。性交することがほとんど考えられていないような年齢を、性の自己決定ができると判断することには無理があるように思われる。せめて、中学卒業時以降くらいを性交の自己決定ができる年齢とみなしてほしい。また、青年期は、成長発達が著しく、個人差も大きく、同じ13歳といっても、一見成人のように見える子どももいれば、見るからに幼子と見える子どもおり、性交への同意どころか性交の意味すら理解していない子どももいるだろう。個々の事情を考慮して司法判断もなされてほしい。

4) 公訴時効

性犯罪の特徴は、被害者の年齢が低い場合、被害の認識がないことが特徴である。年少であっても、大人と同じような権利が保障されるべきであり、被害の認識が十分判断できる年齢まで、公訴時効(強姦の場合10年、強制わいせつの場合7年)を撤廃あるいは公訴時効期間の進行の停止を制度化することも検討されている。

また、今回、性的虐待が犯罪化されたが、支配・被支配の関係にある被害者が、加害者の影響を排除するまでに長期間を要するので、成人になるまで控訴時効期間を一時停止するとの意見も検討されてい

る。とはいえ、その場合、事件として立件するには、証拠の保全等の点から難しいのではないかと考えられている。

虐待は顕在的ともいえる身体的虐待でさえも、被害児にとって「自分が虐待されている」という認識は持ちにくい。まして、性的虐待は、かなり年長になっても、その行為が性的虐待になるということが理解できない場合もある。虐待されている子どもが、早期に発見され虐待から逃れられるということが一義であるなら、周囲の人々の注意喚起を促し、身体的特徴や行動特性等から早期発見の努力もなされてほしい。

5) 厳罰化

今回の法改正に関するマスコミ報道では、厳罰化の部分が大きく取り上げられていた。こうしてみると、それは改正の一部に過ぎないことがわかる。厳罰化にも賛否両論があり、それは強制性交に対する見解の違いからきていると考えられる。上記検討会においても、強制性交はコミュニケーションギャップに過ぎないとする者から、強制性交こそは殺人よりも厳しい魂の殺人だとする者まで強制性交に対する考え方に

大きな隔たりがある。この隔たりが加害者に対する罰則の重さに反映されているとみられる。

性に関する価値観・考え方は時代により、地域により大きく変化する。今回の法改正により、我が国においても、性的暴行の被害者に男性被害者を含めることができるようになるなど大きな変化がもたらされた。しかしながら、変化が生じにくいのは、日常生活の中で根付いている考え方である。

例えば、強姦神話のような考え方は、薄れてきてはいるものの、頭の片隅にこびりついている部分はなかなか排除するのは難しい。性犯罪は、性的自由のみならず、人間の尊厳にかかわる犯罪であることを理解してもらえよう一般の人々に向けての広報啓発も必要であろう。

〔注〕

- (1) 刑法の一部を改正する法律案 http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00140.html 2017. 9.10
- (2) 法務総合研究所 平成 28 年版犯罪白書 2016
警察庁刑事局 平成 27 年の犯罪
- (3) 性犯罪の罰則に関する検討会 「性犯罪の罰則に関する検討会」とりまとめ報告書 平成 27 年 8 月 6 日

JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約6万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧】 必ず事前に電話で予約が必要です (tel 03-6801-9307)。貸出業務は行っておりません。

【開室日・時間】 月～金曜日 10:30～17:30

【休室日】 土・日曜日、祝日、年末年始 ※その他、会議等で臨時に休室することがあります。

【コピーサービス】 コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。

<http://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

資料室 利用方法

収集文献・資料

統計・調査報告書、ジェンダー・フェミニズム、性教育一般・性教育の歴史的資料、国内雑誌、障害者、セクソロジー（自然科学系、人文・社会学系）、民俗学・文化人類学・風俗、性研究史・性学史、教科書・指導書・学習指導要領、幼児期～青年期、国内学術誌、国際（海外団体資料・海外学術誌）、高齢者・家族問題、文学・評論・エッセイ・文庫・新書、官公庁資料、JASE 刊行物、映像資料、個人論文、雑誌記事、新聞記事、絵本・写真集・マンガ、江幡・篠崎・朝山・石川・ダイヤモンド文庫、ほか。

<http://www3.jase.faje.or.jp/cgi-bin/search1.cgi>

性教育の現場を訪ねて ⑦

〔長野県教育委員会〕(上)

「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」 の取り組み

本州の内陸部に位置し、美しく豊かな自然に恵まれた長野県は、教育・文化の県としても知られている。その長野県教育委員会が3年前から取り組んでいるのが、子どもの性被害防止に向けた指導啓発事業。今回から2回に分けてその取り組みを紹介する。

スマホの普及で急増する子どもの性被害

長野県は、これまで全国の都道府県の中で唯一青少年保護育成条例をもたず、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできたという。しかし、スマートフォンやインターネットの普及など子どもを取り巻く社会環境が大きく変化している。近年インターネットを介した子どもの性被害は、右肩上がりに急増しているが、長野県も例外ではない。こうした背景から、長野県では子どもを性被害から守るための取り組みの一環として、平成27年度から「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」をスタートさせ、平成28年には「子どもを性被害から守るための条例」を制定した。

「子どもたちがインターネットを介して性被害に巻き込まれるケースがあとを絶ちません。

子どもたちの多くは、スマホや携帯電話を毎日のように使っていますが、ネット社会に潜む危険性を理解しているとは限りません。ちょっとした好奇心から、無防備にSNSに写真や動画を投稿してしまう、あるいは個人情報などを公開して、悪質な性被害のトラブルに巻き込まれてしまうのです。

こうしたトラブルを未然に防ぐためには、ネットに潜む危険を察知し回避する力を育成することが必要です。そこで、専門家に講師を依頼したキャラバン隊を編成して各学校へ講演に行き、インターネットを介した性被害の現状やトラブル事例などをできるだけ具体的に子どもたちに伝え、防止策を指導しています」と、語るのは、長野県教育委員会事務局心の支援課指導主事の藤井栄司さん。

講演回数を増やし今年度は146回に

キャラバン隊の講師となるのは、ネットモラルに詳しい外部専門家と、県警少年課に所属するスクールサポーターの合計18名。それぞれの分野から1人ずつ2名1組のチームを組んで、各学校で講演を行う。

初年度である平成27年の講演は、すべての県立高校に105回（主に高校1年生が対象）、希望する私立高校に2回、希望する中学校に2回の、延べ109回キャラバン隊を派遣した。翌年の平成28年度は、中学校に9回、私立高校に8回、特別支援学校高等部に4回、それぞれ回数を増やし、延べ126回に。

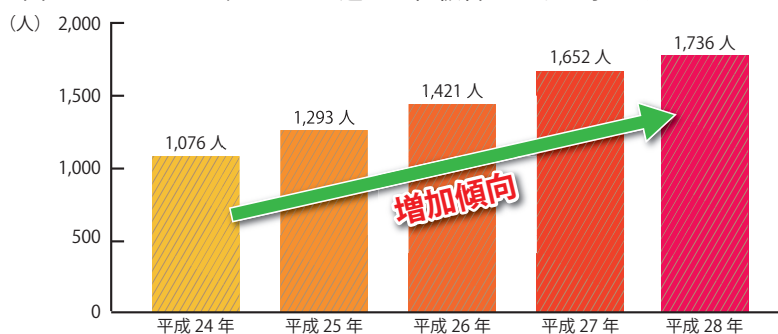
そして、3年目の今年度は、延べ146回を予定。県立高校、私立高校に加えて、中学校への派遣回数を20回に、また希望する特別支援学校高等部への派遣回数を13回に拡大した。特に、今年度派遣する20校の中学校には周辺中学校の教職員が集まってキャラバン隊の講演を見学し、自校に持ち帰って性被害防止の指導をしてもらう拠点校方式で普及を図っている。

さらに性被害防止の指導資料DVDを、県内すべての高校、中学、特別支援学校に配布。キャラバン隊の講演が終わったあとも、各校が授業や個別指導の中で必要に応じて使えるようにしている。

被害の現状などに即して、指導内容も微調整

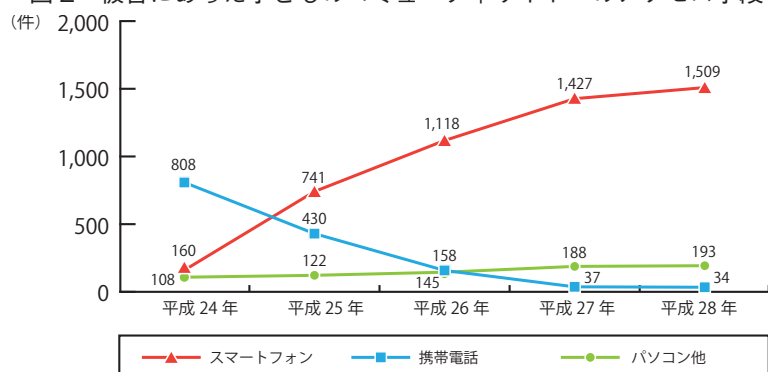
「長野県は、山間部から都市部まで広範囲に様々な学校があります。性被害防止のための指導が県内全ての学校で同一の指導ができるかというと、地域差があってなかなか難しい部分もあります。そこで、学校の

図1 コミュニティサイトを通して性被害にあった子ども



※コミュニティサイト：インターネット上で面識のない利用者同士が交流するサイトや無料通話アプリのIDを交換して交流するサイト等
 ※コミュニティサイトを通して性被害にあった子どもは、平成24年の約1.6倍に増加しています。（警察庁資料より）

図2 被害にあった子どものコミュニティサイトへのアクセス手段



※被害にあった子どものアクセス手段は、スマートフォンの件数が急激に増加しています。（警察庁資料より）

実情に応じて指導できるように、DVDの資料を用いて講演の内容を一部差し替えられるような工夫をしました」と藤井さん。

キャラバン隊による講演の取り組みを始めて3年。この間、指導内容の骨子は変わらないが、今年度はいわゆる「自撮り」の被害が急増していることを受けて、安易に画像や個人情報を送らないことを重点的に伝えるなど、被害の現状に即して指導内容を微調整できるようにしているという。また、キャラバン隊の50分の講演が長いと感じる生徒もいるようだ。そこで、講演の中に映像資料としてトラブルの再現ドラマをはさみ込む形にしたという。高校生の場合は映像資料1種類だが、中学生や特別支援学校の生徒たちには映像資料を2種類に増やし、周りの子たちと感想を話し合う場面も設定して、生徒たちを飽きさせない工夫をしている。

生徒の反応はおおむね良好

気になる子どもたちの反応だが、キャラバン隊を派遣した高校55校の、合計約2100名にとったアンケートでは、生徒の約9割がSNSやLINEを利用していると回答。



キャラバン隊の講演で、「講演会の内容を理解できた」、「どちらかといえば理解できた」との回答は、合計91.7%、「講演会の内容は役に立つ」「どちらかという役に立つ」と回答した生徒は、合計96.2%。さらに91%の生徒が「性被害防止のための指導は大いに必要である」、あるいは「必要である」と答えている。

「アンケートの結果を見ると、生徒の反

応はおおむね好意的であることがわかります。トラブルに合いたくないのは、誰しも同じ。そうならないためにどうすればいいかという話は、生徒たちに自分の問題として聞いてもらえるように思います」と藤井さん。

地道に啓発活動が続けることが予防への近道

「どんなこともそうですが、これをしたから100%大丈夫だということはないと思います。地道に啓発を続けていくことが、起きてはならない事案を防ぐ一番の近道ではないでしょうか。

今回、すべての公立高校80校で主に高校1年生を対象にキャラバン隊の講演を行い、それを3年間続けましたから、公立高校に在籍していた生徒は全員が講演内容を知っていることになります。それがひとつの核になって、各高校での性被害防止の啓発活動がやりやすくなっているということはあるでしょう。

高校生の場合、10年後には何人かが保護者になります。そういう観点からも、こうした啓発活動は有意義であると思っています」（藤井さん）。

今回は、キャラバン隊の講演内容を紹介します。

（取材・文 エム・シー・プレス／中出三重）

連載第 19 回 ▶▶▶ HPV ワクチンは、どうして打っちゃいけないのでしょうか？

今日学校で子宮頸がんの話を知りました。

若い女性に一番多いがんだと、性行為をすることで移されるのだと聞いていました。そして子宮頸がんは検診することである程度予防できるが、完全とはいえない、ワクチンもあるが勧めできないという話でした。せっかくのワクチンだし、私の年齢だと無料で接種できるということなのにどうして打っちゃいけないのでしょうか。

子宮の頸部にできる子宮頸がんはヒトパピローマウイルス（HPV）による感染が原因であり、このウイルスは性行為によってまず感染します。

現在 HPV ワクチンは臨床試験では9価まで予防できるようになっており、子宮頸がんをほとんど予防できる計算になります。ただし、今現在摂取できるものはがんに関しては2価（16,18型に対する）のもののだけであり、子宮頸がんの70%前後の予防効果があるといわれています。

現在日本では毎年約1万人が子宮頸がんになっています。そのため国は2013年4月から小学校6年生から高校1年生の女子を対象とした定期接種を勧める方針でしたが、接種後に痛みや四肢麻痺、意識障害などを訴える人が相次いだため積極的な接種の勧奨は中止しています。実際に子宮頸がんワクチン接種後に重症な体調不良を訴えている患者さんは少なくありません。長期間の治療の後回復している方もいますが、いまだに強い副作用に悩んでいる方もおられます。この副作用は報告によれば2万人に1人の割合でおきるともいわれていて、決して軽んずるべきことではありません。

また一方、医師会や厚生労働省での見解はワクチン接種後に強い副作用を訴える患者さんがいることは現実であるし、その患者さんや家族の方がとてもつらい現実と直面しているのは事実であり、国としてはきちんとした賠償問題や副作用に関する予防方法を考える必要があるとしています。しかしながら、現在までに行った慎重な調査ではワクチンの成分とこれらの副作用の因果関係はないとも考えているといま

す。そしてワクチン接種という行為自体が心因反応を起こした結果、このような症状が引き起こされたのであろうとしています。

現在HPVワクチン接種は世界66か国で国の事業として実施されています。しかしながら現在の日本では年間3000人が子宮頸がん死亡しており、ワクチンの予防効果を考えれば積極的勧奨の再開はワクチン接種の効果と副反応を比較して判断されるべきであり、世界の先進国で唯一ワクチンの定期接種を行っていない国というレッテルは早急に剥がさなければいけないという意見もあります。

ワクチン接種に関してはこのように難しい問題がいまだに残っています。あなたも是非家族の方と話し合い、さらに婦人科医をたずねて詳しい事実を聞いて、接種するかどうかの判断を決めてください。最初から詳しい話を聞かないまま拒否するのではなく、必ず話を聞いてから判断してください。

転帰の内訳について

- 子宮頸がん予防ワクチンを販売開始から平成26年11月まで接種した約338万人（約890万回接種）のうち、副反応疑い報告があったのは2,584人（被接種者約338万人の0.08%【のべ接種回数約890万人の0.03%】）
- 発症日・転帰等が把握できた1,739人のうち、回復した方又は軽快し通院不要である方は1,550人（89.1%）、未回復の方は186人（10.7%、被接種者の0.005%、【のべ接種回数の約0.002%】）

		接種人数に対する割合	発症日・転帰等の把握できた人数に対する割合
予防接種人数		約 3,380,000人	100.00%
副反応疑い報告のあった全人数		2,584人	0.08%
内訳	うち発症日・転帰等の把握できた人数	1,739人	0.05%
	死亡症例※	3人	0.00%
	回復した/軽快・通院不要	1,550人	0.05%
	回復せず	186人	0.005%

3件の死亡症例の死因内訳は、①自殺、②心室頻拍及び③骨肉腫とされており、いずれもワクチンの安全性への懸念となるものではないとされている。

【参考】死亡症例の部会報告日 ①平成25年5月16日、②平成25年9月12日、③平成25年10月28日
厚生労働省副反応追跡調査

「アジェンダ2020」に向けて

トイレに関連する話を少し続けたい。前回も紹介した7月9日に開かれた『性的マイノリティとトイレフォーラム～安心快適のトイレ環境を目指して～』では、企業がいまトイレ環境の改善に熱心な理由として「2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催」に言及する場面が何度かあった。

どうして東京五輪なのか。これにはオリンピック憲章が大きく関係しており……と例によって知ったかぶりをして書き始めたが、実は私もフォーラムの後、大慌てで日本オリンピック委員会（JOC）の公式サイトに載っている五輪憲章日本語版を探し出し、それを読んで初めて知った。付け焼刃の知識でしかないことは今回も認めざるを得ない。

個人的な話とはもかくとして、国際オリンピック委員会（IOC）の五輪憲章は、前文の次に7つの根本原則が示され、その第6項目にはこう書かれている。

6『この憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない』

参考までに紹介しておく、2014年12月8日の改定以前は次のようになっていた。

6『人種、宗教、政治、性別、その他の理由による、国または個人に関する差別はいかなる形態であれ、オリンピック・ムーブメントと相容れない』

つまり、現行の憲章には「性別」だけでなく「性的指向」が加わり、「その権利と自由」が「確実に享受されなければならない」と言い切っている。

改正が行われた2014年は、2月にソチ冬季五輪が開かれた年だった。性的マイノリティに対する開催国ロシアの抑圧的政策に国際社会の批判が強まり、当時のオバマ米大統領をはじめ欧米の首脳の多くが開会式出席を見合わせた経緯がある。

同じ2014年の12月にモナコで開かれたIOC総会

では、五輪憲章の改定とともに、オリンピック運動の将来に向けた戦略的工程表である『アジェンダ2020』も採択された。「2020」とは20+20の計40項目の提言のことで、その提言14には『オリンピズムの根本原則第6項を強化する』として『IOCはオリンピズムの根本原則第6項に性的指向による差別の禁止を盛り込む』と明記されている。

つまり、これが「性的指向」に関する国際的な共通認識であり、東京五輪もまた、このグローバルスタンダードのもとで開催されることになる。

アジェンダ2020は本来、20+20の提言のことなのだが、東京五輪が2020年に開かれるめぐりあわせになったことから、日本国内ではあたかも2020年に実現を目指すキーワードであるかのような麗しい誤解も成立しそうだ。市場に対する機動性と柔軟性が何よりも求められるビジネスの世界が、こうした動向に素早く反応するのは、おそらく当然のことだろう。

また、課題を最も身近なところからとらえるという意味で、トイレに対する関心がまず高まるというのも自然の成り行きなのかもしれない。

もちろん、つぶさに見ていけば、そうした反応の仕方にはいろいろと錯誤や矛盾も出てきそうだ。

たとえば、『性的マイノリティとトイレフォーラム』の中でもある程度、明らかにされたように、トイレに関しては、性的マイノリティの中でもトランスジェンダーの人たちがより大きな困難と悩みを抱えている。「性的指向」というよりは「性自認」に関わる課題というべきだろう。もう一度、アジェンダ2020の提言14を見てみよう。

『IOCはオリンピズムの根本原則第6項に性的指向による差別の禁止を盛り込む』

アジェンダは性自認には言及していない。男女別の種目が基本となって成立している現在のオリンピックという競技大会の中で、選手の性自認をどう受け止めるのか。五輪と性をめぐる課題は、これからさらに議論を深めていく領域のように感じられる。

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

斬新なスナック文化論

スナックは、五十代以上のおじさんたちにとっては憩いの場所だった。繁華街の片隅で、少しとうのたったママが酒を作り、地元の人々がカラオケを歌いながら交流する。こうした店は全国に十万軒以上も存在するのに、実は、これまであまり考察の対象になってこなかった。そして、この度、日本で初めてスナックを学術研究の対象とした書が刊行された。

著者の「スナック研究会」は、憲法学や文学や政治思想史や…の一線で活躍する学者の面々によって構成されていて、様々な角度からスナックについて論じている。タイトルの「公共圏」は、哲学者のユルゲン・ハーバーマスの概念。そもそも「パブリック」というのは、十八世紀のイギリスなどでコーヒー・ハウス（のちのパブ）などに集まってあーでもないこーでもないで市民が政治や文化について語り合った歴史に由来する。そうした理性的な討議をする公衆が集うのが「公共圏」だ。

もちろん、日本のスナックはそういう意味での「パブリック」な場ではない。そこではむしろ政治や宗教の話はご法度で、そんな話題を出そうものなら「空気読めないやつ」として煙たがられるのは間違いないのだが、本書の言わんとするところは、スナックでは「酒に酔い歌を興がりつつも、野暮に落ちず、無粋に染まらぬように矩を守った自由闊達な会話が、そこで展開されてい」て、それはひそやかな「公共圏 / 公共性」の可能性を秘めているのではないか、というものだ。さらに、職場でもなく家庭でもない「サードプレイス」としての現代的な機能にも注目している。

さて、軽い気持ちでページをめくり始めた読者は驚くことだろう。席数せいぜい数十の店舗が、「風適法」はもとより、食品衛生法、建築基準法、消防法施行令



スナック研究序説 日本の夜の公共圏

谷口 功一・スナック研究会編著
白水社
定価 1900 円＋税

…と、どれだけ法によって規制される対象であるのか、に。カフェーからスナックにいたる歴史の章を参照すれば明白だが、権力は、人々の性や夜間の行動を過剰なまでに恐れている（としか思われぬ）。

例えば、その業態が風俗なのかそうでないかという区別が、従業員が客の隣に座ってお酌をするとか一緒にカラオケを歌う行為によって分けられているのである。そうした「接待」をすれば風俗店となり、深夜営業ができなくなる。ちなみに、スナックは「接待」をしないことによって深夜にお酒を出すことが許可されているのだ（実態はともかくとして）。

少し前、ガールズバーの摘発が話題となったが、これは、カウンター越しの接客だったにも関わらず、警察がそれを「接待」と判断したことによって風適法違反になった。つまり、警察の判断によっていかようにも取り締まることができる。日常の行動や、性、就寝時間に関してまで、一皮めくれば国によって規制され、方向づけられているのである。

そうした問題だけでなく、本書は、日本人と酒席の文化を本居宣長にまで遡り、スナックの楽しみを「物のあわれを知る」ことと絡めて論じたり、柳田國男の酒に関する議論を都市論につなげたり…と、話題も視点も実に豊富だ。興味深い分析の一つに、スナックの数からその地域性を考察した章があるが、軒数だけなら都市部の繁華街が上位にくるが、人口比にしてみると、スナックの数は西高東低、漁村など田舎に多かったりするという。濃密なコミュニケーションがある地域にこそ成り立つ業態なのかもしれない（新宿二丁目もそうですね）。

本書の副題に「序説」とあるとおり、スナックを窓口にすることによって、予想もできない日本論やコミュニケーション論、都市論などが生まれるかもしれない。今後の議論の広がり大いに期待したい。

（作家 伏見憲明）



11月24日(金)～26日(日)



第31回日本エイズ学会学術集会・総会 未来へつなぐケアと予防

内 容

- プレナリー・レクチャー (Kiat Ruxrungtham (Chulalongkorn University, Thailand) / Luiz Loures (UNAIDS) / 松本俊彦 (国立精神・神経医療研究センター) 他)
 - 特別教育講演 (Hendrik Streeck (University Duisburg-Essen, Germany) / Nittaya Phanuphak (Thai Red Cross AIDS Research Centre, Thailand))
 - シンポジウム・共催シンポジウム
 - ワークショップ
 - 陽性者トークセッション ● 口演発表・ポスター発表 ● 展示
 - 市民公開講座 (日本の HIV/ エイズの現状は今) 等
- 詳細はホームページをご覧ください (<http://aids31.ptokyo.org>)

会 場

中野サンプラザ他 (東京都中野区中野 4-1-1)

参加費・問い合わせ先等

参加資格：不問

参 加 費：一般 10,000 円、学生 5,000 円 (学生証提示)

参加申込：当日、中野サンプラザ 13 階コスモ前にて

問合せ先／運営事務局／株式会社コンベンションリンケージ (〒102-0075 東京都千代田区三番町 2 株式会社コンベンションリンケージ内)
TEL : 03-3263-8688 FAX : 03-3263-8693 E-mail : aids31@secretariat.ne.jp



11月26日(日) 10:00～12:00



TOKYO AIDS WEEKS 2017 参加イベント <http://aidsweeks.tokyo>

ゆるふわ性教育～よりよい性教育の在り方のヒントを探る～

内 容

オープンリーゲイの小学校教諭の鈴木さんと、長年、性の健康について取り組んできた池上がふ
わっと語りあいます。

出演：鈴木茂義、池上千寿子、ほか

〈メッセージ・鈴木茂義〉

私は小学校の先生です。保健の授業で、子どもたちと一緒に性について考える授業をしていました。「性ってなんだろう。」「学校や家庭で性教育ってどう教えるのがよいのだろう。」とよく考えていました。でも最近「性ってベッドの上の話だけじゃないよなあ。」「日常生活の中でも性教育ってできるよなあ。」と思っています。生き方と在り方の話なんですよ。

今回のイベントでは、ぶれいす東京の池上さんと小学校の先生の鈴木でトークとワークをゆるく、ふんわり行います。みなさんは学校や家庭で、どんな性教育を経験しましたか？ そのとき、どんな気持ちになりましたか？ 一緒に考えられると嬉しいです。ご参加をお待ちしております。

会 場

中野区産業振興センター セミナールーム 2 (中野区中野 2-13-14 : JR・東京メトロ中野駅南口から徒歩 5 分)

参加費・問合せ先等

主 催：特定非営利活動法人ぶれいす東京

参加費：入場無料・申込不要。

問合せ先：「ぶれいす東京」まで E メール (office@ptokyo.org) でご連絡ください。

第27回関東甲信越静性教育研究大会

基本テーマ「情報化社会における性教育の今日的課題」

【期 日】2017年11月25日(土) 9:30～16:30 (受付開始 9:00)

【場 所】東京都立晴海総合高等学校 講堂 (東京都中央区晴海 1-2-1)

【主 催】全国性教育研究団体連絡協議会、関東甲信越静性教育研究団体連絡協議会、東京都性教育研究会

【協 賛】日本性教育協会

【内 容】(1) 基調講演「性に関わる指導の今日的課題」(仮題) 国立教育政策研究所教育課程調査官
記念講演「性に関わるトラブルから見た現代社会の性意識」(仮題) 出口保行 (東京未来大学教授)
(2) 分 科 会 第1分科会「小学校における性教育の実践」、第2分科会「中学校における性教育の実践」、第3分科会「高等学校における性教育の実践」、第4分科会「特別支援教育における性教育の実践」、第5分科会「性情報の指導の実践と講座」

【参加対象者】教職員 (保・幼・小・中・高・特別支援学校・専門学校・大学)、医師・看護関係者 (医師・保健師・助産師・看護師)、地域医療・保健関係者、社会教育・青少年健全育成関係者、カウンセラー、相談員、福祉関係者、保護者、学生、その他人間の性・性教育に関心のある方

【定員・参加費】200名 一般 2,000円 (学生は 1,000円)

【申し込み方法】郵便振り込み。締め切り: 10月27日 (金)

【問い合わせ】〈事務局〉都立稔ヶ丘高等学校・井谷 享 FAX 03-3926-7523 E-mail: Tooru_Itani@education.metro.tokyo.jp

2014年3月 WAS 諮問委員会で承認された改訂版「性の権利宣言」を増補

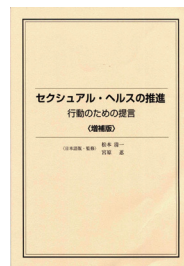
〈増補版〉『セクシュアル・ヘルスの推進 行動のための提言』

日本語版監修 松本清一・宮原 忍

◆B5判: 72頁、頒価 800円

【主な内容】セクシュアル・ヘルスの特徴/セクシュアル・ヘルス上の留意点と問題/セクシュアル・ヘルス増進のための行動と戦略/WASの「性の権利宣言」(初版)/WASの「性の権利宣言」(改訂版)

※送料: 1冊 250円、2冊～7冊 360円、8～9冊 510円、10～12冊 870円、13冊～19冊 1180円、20冊以上無料。

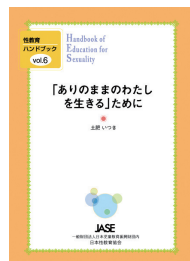


性教育ハンドブック Vol.6

『「ありのままのわたしを生きる」ために』

土肥いつき著

◆A5判: 86頁、頒価 500円



【主な内容】港にて(自分史の試み…) / 船出のとき(小さなトゲのような思い…) / 帆をあげる(教員生活のはじまり…) / 舵を切る(「身体改造の」開始…) / 嵐の中で / かすかに見えた航路 / 新たな旅へ

【著者プロフィール】1985年より京都府立高校教員。セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク副代表、トランスジェンダー生徒交流会世話人、まんまるの会(関西医科大学附属病院ジェンダークリニック受診者の会)世話人代表など。映画『coming out story』に出演。

既刊〈性教育ハンドブック〉

☆性教育ハンドブック Vol.5 『21世紀の課題=今こそ、エイズを考える』池上千寿子著 A5判・68頁 500円

☆性教育ハンドブック Vol.4 『性教育の歴史を尋ねる～戦前編～』茂木輝順著 A5判・92頁 500円

※送料: 1～4冊 180円、5冊～8冊 360円、9冊 510円、10～14冊 870円、15冊～19冊 1180円、20冊以上無料。

◆JASE ホームページ <http://www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html> からお申し込みいただけます。

または、Email info_jase@faje.or.jp TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478

関西性教育研修セミナー 10 周年記念誌

性について、語る、学ぶ、考える



昨今は、性教育・性科学の世界にも新しい風が吹きつつある。性教育をめぐる5W 1H（誰が、何を、誰に、いつ、どこで、どのように教えるのか）には、異なる価値観の対立が伴うがゆえに、時として激しいバッシングに見舞われることもある。同時代を生きる古い仲間や新しい仲間とのつながりを大切にしつつ、性教育を次世代につなぐために自分たちにできることとは何かを常に問い続けてゆきたい。

本書は、関西性教育研修セミナーの10年間の取り組みをまとめるとともに、セミナー登壇者の何人かをお願いし、現在の性の課題と今後の展望について執筆いただいた。さまざまな現場や経験に基づくバリエーションある報告は、まさに性の幅広い側面を示している。

- 編集／関西性教育研修セミナー実行委員会
- 発行／日本性教育協会
- A4判・ソフトカバー 128頁
- 頒価 800円

主な目次

性暴力

教育現場における性暴力被害への支援と課題／野坂祐子
性暴力の「理解」と「治療教育」を求めて／藤岡淳子
規定される性、聞こえない声。／岡田実穂
資料

HIV / AIDS

記者から見たエイズ対策／宮田一雄
「ちいさな学校」の経験／ブブ・ド・ラ・マドレーヌ
HIV / エイズについての医療現場からのメッセージ／白野倫徳
HIV と性の健康／生島 嗣
資料

性の多様性

「語る」社会か「語らなくていい」社会か／土肥いつき
性別違和と子どもたち／康 純

「性」について考えること：西から東、そして北東北へ／宇佐美翔子
「性の多様性」と共生する社会に向けて／東 優子
資料

性教育

30年の性教育の実践／秋山繁治
知的障がいのある生徒への性の指導と支援／池川典子
LGBTを排除しない性教育のあり方／東 優子
資料

性と社会

社会は性に蓋をかぶせる／池上千寿子
「死にたいと思いつつも、助けてほしい」／渋谷哲也
二人の性科学者とNature vs. Nurture 論争／東 優子
性科学／教育の過去・現在・未来／ミルトン・ダイヤモンド
資料

◆本書はJASE ホームページ <http://www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html> からお申し込みいただけます。

または、Email info_jase@faje.or.jp TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478 までお申し込みください。